

証券コード 6862

平成27年6月11日

株主各位

横浜市都筑区南山田町4105番地

ミナトエレクトロニクス株式会社

代表取締役社長 若山 健彦

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市都筑区南山田町4105番地
ミナトエレクトロニクス株式会社 本社会議室
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第59期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 資本金の額の減少の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役6名選任の件
- 第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.minato.co.jp>）に掲載させていただきます。

当社は、以下の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.minato.co.jp>）に掲載していますので、法令および当社定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知および本提供書面には、当該事項は記載しておりません。

- ① 業務の適正を確保するための体制
- ② 連結注記表
- ③ 個別注記表

会計監査人および監査役が監査した連結計算書類、計算書類は、「第59期報告書」に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

(提供書面)

事業報告

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減、急激な円安による輸入コストの上昇などの影響がみられたものの、政府等による積極的な金融政策をはじめとする経済政策の継続により、企業収益や雇用情勢に改善が見られ、景気は緩やかな回復基調を維持いたしました。

このような状況のもと、当社におきましては、平成26年4月8日付で株式会社イーアイティーを完全子会社化し、システム開発関連事業を当社グループに取り込み、また、平成26年10月からは環境エレクトロニクス事業を開始いたしました。既存のデバイス関連事業では上海連絡事務所に加え、平成26年9月に中国広東省東莞市へ新たに連絡事務所を開設し、また、タッチパネル関連事業では株式会社イーアイティーとの事業統合を進める中で、平成27年1月26日にデジタルサイネージ配信システム「CORAS U」の開発、販売を開始したクロス・メディア・ネットワークス株式会社と資本・業務提携契約を締結いたしました。これに当社グループ三つ目の柱と位置づけたシステム開発関連事業と新たに開始した環境エレクトロニクス事業を加え、新規顧客開拓など収益の拡大に積極的に取り組んでまいりました。

当連結会計年度におきましては、システム開発関連事業は技術者採用難により売上がやや減少したものの利益は安定的に推移いたしました。一方で、デバイス関連事業、タッチパネル関連事業におきましては、国内事業環境の好転に伴い新規顧客開拓は着実に進んでおりますが、既存顧客に対する販売がやや低調に推移いたしました。

なお、タッチパネル関連事業において、棚卸資産の再評価を行った結果、29百万円の評価損を計上し、また、売上債権に対して貸倒引当金を21百万円個別引当いたしました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高2,278百

万円、営業損失71百万円、経常損失90百万円となりました。また、投資有価証券を売却したことによる投資有価証券売却益10百万円および役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労引当金戻入額15百万円を特別利益に計上しましたが、投資有価証券評価損27百万円および減損損失11百万円等の特別損失を計上したこと等により、当期純損失110百万円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

今後の事業展開におきましては、積極的な営業活動とともに、徹底した原価低減、経費削減などによる経営の効率化を推進し確実に黒字化を果たす所存でございますので、なお一層のご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に各事業部門の状況についてご説明申し上げます。

「デバイス関連事業部門」

デバイス関連事業につきましては、産業機器メーカーに納入したオートハンドラ関連の設備増設に伴うリピート受注製品およびそれらに伴う変換アダプタやプログラム用書込み特注ソフトの売上が増加しております。また、既存顧客であるデバイスメーカー向けの新規変換アダプタ開発および変換アダプタのリピート受注も増えております。海外展開した中国、東南アジアにおいて売上拡大の効果が表れてきているほか、プログラム書込みサービスでは、スマートメーターおよび車載メーカー関連の書込み売上も増加しております。これらの結果、売上高は600百万円、セグメント利益（営業利益）は107百万円となりました。

「タッチパネル関連事業部門」

当セグメント製品のうち、タッチパネル分野においては、大手ディスプレイメーカー向けの大型タッチパネルの売上やアミューズメントマーケット向けの中型タッチパネルの売上については、ほぼ計画通りの売上となりました。しかしながらATM用中型タッチパネルの売上が計画を下回り、デジタルサイネージ分野における大型ショッピングモール向けおよび流通マーケット向けのデジタルサイネージシステムが案件の遅れにより計画を下回る結果となりました。なお、株式会社イーアイティーが所有していたタッチパネルセンサーの在庫の再評価を行ったことにより29百万円の評価損が発生し、また、「路上工事現場用デジタルサイネージ」の分野において、販売先からエンドユーザーへの販売が計画通りに行かず貸倒引当金として21百万円の計上を行いました。これらの結果、当セグメントの売上高は970百万円、セグメント損失（営業損失）は45百万円となりました。大型タッチパネル並びにデジタルサイネージの分野においてはディスプレイ

価格の下落や2020年の東京オリンピックが控えている影響などもあり、今後の売上拡大が期待されております。

「システム開発関連事業部門」

当連結会計年度より、株式会社イーアイティーを連結の範囲に加え、新たにシステム開発関連事業を営んでおります。当セグメントは、情報処理システムの請負開発および技術者の派遣を主な事業としております。当事業では、ITビジネスの浸透や金融機関のシステム導入などの大型案件拡大による景況感の改善で受注高は安定的に推移しました。要員拡大が予定より進まなかったものの技術者の稼働率は高い状態を維持でき、高い営業利益率となりました。これらの結果、当セグメントの売上高は684百万円、セグメント利益（営業利益）は74百万円となりました。

「その他事業部門」

当社は、新たな育成事業として環境エレクトロニクス事業を立ち上げ、事業の拡大を推進しております。太陽光発電事業（売電を含む。）への取り組みのほか、LED、無電極ランプ、電解水生成器販売など新たな商流づくりを継続し、地道に成果を積み上げております。これらの結果、当セグメントの売上高は22百万円、セグメント利益（営業利益）は4百万円となりました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、平成25年11月8日にフィンテック投資事業有限責任組合第18号に対し発行いたしました第1回新株予約権1,052個（新株予約権1個につき1,000株）に関し、平成26年9月25日の権利行使をもって、全数が権利行使され、59,964,000円（1個当たり57,000円）を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成26年4月8日を効力発生日として、株式会社イーアイティーと株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。

当社は、平成27年1月26日付の資本・業務提携契約に基づき、平成27年2月10日付で、クロス・メディア・ネットワークス株式会社の普通株式540株（1株につき5万円）を取得いたしました。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第56期 (平成23年度)	第57期 (平成24年度)	第58期 (平成25年度)	第59期 (当連結会計年度) (平成26年度)
売 上 高 (千円)	1,411,062	1,316,430	1,288,189	2,278,561
当期純損失(△) (千円)	△134,107	△234,466	△35,742	△110,385
1 株 当 た り 当期純損失(△) (円)	△8.10	△14.07	△1.89	△4.86
純 資 産 (千円)	922,736	697,372	799,283	906,739

- (注) 1. 1株当たり当期純損失については、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり当期純損失については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。
3. 技術部門で発生する人件費および経費については、従来、製造費用として仕掛品、製品および売上原価に配賦しておりましたが、第58期より、製造費用と認められるものを除き販売費及び一般管理費として計上する方法へ変更したため、第57期については遡及処理後の数値を記載しております。
4. 当事業年度より連結計算書類を作成しておりますので、第58期までは単体、第59期は連結ベースで記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社は、平成26年4月8日付で株式会社イーアイティーを完全子会社としております。

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社イーアイティー	344百万円	100%	情報処理システム開発及び技術者の派遣

(4) 対処すべき課題

当社グループの喫緊の課題は、今後景気回復が期待される中で、着実に売上の拡大、および黒字の確実なる確保を達成することであります。

当連結会計年度は、平成26年4月8日付で株式会社イーアイティーとの株式交換を実施、同社を完全子会社とし、システム開発関連事業を第三の柱と位置づけるとともに、新たな育成事業として太陽光発電事業やLEDなどの環境エレクトロニクス事業を立ち上げ、新規分野への進出に取り組んでまいりました。

今後は、当社の主要取引先である電子機器メーカーによる国際競争の激化など依然として厳しい状況が続くと予想されますが、当社は、円安や原油安、株高など景気回復を背景に、デバイス関連事業部門では国内および東南アジアなど海外の拠点を強化し、また、タッチパネル関連事業部門では市場拡大が期待されるデジタルサイネージ分野への進出により売上、利益の拡大を図ってまいります。

また、経費面において徹底的なコスト削減を図るとともに、製品においては在庫圧縮と在庫期間の短縮を進め、業務の効率化と市場拡大および付加価値の追求による利益確保を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは下記製品およびサービスの製造および販売を主たる事業内容としており、これらの製品に係わるソフトウェアの販売も行っております。

部 門 別	主 要 製 品
デバイス関連事業	デバイスプログラマ、プログラム書き込みサービス、各種半導体テストシステム、FPD画質検査装置、その他
タッチパネル関連事業	タッチパネル、デジタルサイネージ
システム開発関連事業	情報処理システム開発及び技術者の派遣
環境エレクトロニクス事業	太陽光発電、LED、無電極ランプ、電解水生成器

(6) 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

① 当 社

本 社 （神奈川県横浜市）
工 場 本社工場（神奈川県横浜市）
営 業 所 大阪営業所（大阪府大阪市）
福岡営業所（福岡県福岡市）
東京オフィス（東京都品川区）
タッチパネルサイネージソリューション事業部東京営業
グループ事務所（東京都文京区）
名古屋オフィス（愛知県名古屋市中区）
上海連絡事務所（中国上海市）
東莞連絡事務所（中国東莞市）
バンコク連絡事務所（タイ バンコク）

- (注) 1. 平成26年9月19日付をもって中国東莞連絡事務所を新設いたしました。
2. 平成26年10月1日付をもってタッチパネルサイネージソリューション事業部東京営業グループ事務所を新設いたしました。

② 子 会 社

株式会社イーアイティー
本 社 （東京都文京区）
営 業 所 大阪営業所（大阪府大阪市）

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
デバイス関連事業	33 (11) 名
タッチパネル関連事業	22 (1)
システム開発関連事業	76 (0)
その他の	13 (1)
合計	144 (13)

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当期より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
67 (13)名	10 (1)名	45.3歳	17.3年

(注) 使用人数は就業人員（当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む。）であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	233百万円
株式会社三井住友銀行	144
株式会社商工組合中央金庫	111
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	104
株式会社日本政策金融公庫	58
株式会社りそな銀行	29

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成26年4月8日付で株式会社イーアイティーとの株式交換を実施し、同社を完全子会社としております。また、平成27年1月26日付でクロス・メディア・ネットワークス株式会社と資本・業務提携契約を締結しております。

2. 株 式 の 状 況（平成27年 3 月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 88,000,000株

(注) 平成26年 6 月26日開催の第58回定時株主総会において、定款一部変更の件が承認されたことを受け、発行可能株式総数は25,000,000株から88,000,000株に増加しております。

(2) 発行済株式の総数 23,163,192株

(注) 平成26年 4 月 8 日付で株式会社イーアイティーとの株式交換を実施し、1,656,040株の新株式を発行、また平成26年 9 月25日にフィンテック投資事業有限責任組合第18号が第 1 回新株予約権を行使し、1,052,000株の新株式を発行したことにより、発行済株式の総数は23,163,192株となっております。

(3) 株 主 数 1,933名

(4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
フィンテック投資事業有限責任組合第18号	2,352千株	10.2%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	1,364	5.9
遠 藤 窮	1,005	4.3
松 井 証 券 株 式 会 社	868	3.7
株 式 会 社 S B I 証 券	847	3.7
小 川 敏 男	800	3.5
若 山 健 彦	370	1.6
遠 藤 澄 江	350	1.5
株式会社フリーダムキャピタル	350	1.5
恒 崎 賢 仁	339	1.5

(注) 持株比率は自己株式（10,367株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

平成26年2月26日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

名 称	第2回新株予約権
新株予約権の総数	8,716個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 1,656,040株 (新株予約権1個につき190株)
新株予約権の払込金額	—
新株予約権の払込期日	—
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき76円 (新株予約権1個当たり14,440円)
新株予約権の行使期間	平成27年4月8日から平成30年4月7日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	1. 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。 2. 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行済株式可能株式総数を超過することとなる時、または、当社の普通株式の発行済種類株式総数が当該時点における当社の発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、行使ができない。 2. 新株予約権者が保有する新株予約権の数に割当株式数を乗じて得られる数が当社の単元株式数以上である場合は、行使によって交付される株式の数が当社の単元株式数の整数倍となるように行使しなければならない。

名 称	第2回新株予約権
	3. 新株予約権者は、以下に掲げる各号のーに該当した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなる。 ① 当社又は当社の子会社の使用人（執行役員含む。）である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合 ② 当社又は当社の子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項第3号に規定する欠落事由に該当するに至った場合 ③ 当社又は当社の子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第336条第1項第1号に規定する協業取引を行った場合、もしくは会社法第336条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合 ④ 当社又は当社の子会社の監査役である場合において、会社法第335条第1項で準用される同法第331条第1項第3号に規定する欠落事由に該当するに至った場合
割当先	株式会社イーアイティーとの株式交換の際に、保有株式数と同数の新株予約権を各株主に割当てた。

平成26年 7 月23日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

なお、当新株予約権につきましては、当連結会計年度中に全て消滅しており、将来行使される可能性はございません。

名 称	第 3 回新株予約権
新株予約権の総数	1,755個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 1,755,000株
新株予約権の払込金額	—
新株予約権の払込期日	—
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株につき72円 (新株予約権 1 個当たり72,000円)
新株予約権の行使期間	平成28年 7 月24日から平成36年 7 月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	1. 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い、算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額とする。 2. 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	1. 権利行使時において、当社もしくは当子会社の取締役、監査役もしくは従業員の内いずれかの地位を保有している場合に限り行使することができる。ただし、任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。
割当先ごとの割当先人数および割当数	当社取締役 4 名 179個 当社監査役 3 名 70個 当社従業員 57名 688個 当社子会社取締役 4 名 168個 当社子会社従業員 87名 650個

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	若 山 健 彦	株式会社イーアイティー代表取締役会長
取 締 役	島 田 雄 司	デバイスプログラマ事業部長
取 締 役	小 林 実	技師長および品質管理担当
取 締 役	恒 崎 賢 仁	株式会社イーアイティー代表取締役社長
常勤監査役	小 川 敏 男	株式会社イーアイティー監査役
監 査 役	美 澤 臣 一	コ・クリエーションパートナーズ株式会社代表取締役
監 査 役	中 根 敏 勝	中根法律事務所主宰

- (注) 1. 平成26年6月26日開催の第58回定時株主総会において取締役に恒崎賢仁氏が、また、監査役の小川敏男氏、美澤臣一氏および中根敏勝氏が新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役相談役遠藤 窮氏は、平成27年3月31日付で取締役を辞任いたしております。
3. 取締役恒崎賢仁氏は、平成27年4月1日付で株式会社イーアイティーの代表取締役を辞任いたしております。また、平成27年4月16日付で取締役を辞任しており、同日付で株式会社イーアイティーの取締役も辞任いたしております。
4. 監査役美澤臣一氏および監査役中根敏勝氏は、社外監査役であります。
5. 監査役中根敏勝氏は、金融機関での経歴ならびに弁護士としての職務を通じて、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、監査役美澤臣一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退 任 日	退任事由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 重 要 な 兼 職 の 状 況
小 川 敏 男	平成26年6月26日	辞 任	取 締 役
遠 藤 直 行	平成26年6月26日	任期満了	常 勤 監 査 役
遠 藤 窮	平成27年3月31日	辞 任	取 締 役 相 談 役

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	3名 (0)	12,641千円
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (2)	8,799千円 (4,164千円)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	7 (2)	21,440千円 (4,164千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 支給人員には、無報酬の役員3名は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、昭和63年6月29日開催の第32回定時株主総会において月額10,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、昭和63年6月29日開催の第32回定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。
5. 平成27年3月23日開催の取締役会決議に基づき、役員退職慰労金制度を廃止し退任に伴う慰労金支給は発生しておりません。
なお、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めていた役員退職慰労引当金の戻入額を特別利益として計上しております。

(4) 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役美澤臣一氏は、コ・クリエーションパートナーズ株式会社代表取締役であります。当社は同社と特別な関係はありません。
 - ・監査役中根敏勝氏は、中根法律事務所を主宰しております。当社は同氏と弁護士業務に係る業務委託契約を締結しております。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- 該当事項はありません。

ハ、当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

氏 名	取締役会（13回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 美 澤 臣 一	13回	100%	13回	100%
監査役 中 根 敏 勝	13	100	13	100

・社外監査役の発言状況

監査役美澤臣一氏および中根敏勝氏は、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を適宜行っております。また、中根敏勝氏は、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

ニ、責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

ホ、社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役として、独立性があり、かつ変革に取り組んでいる当社の事業領域、事業内容及び方向について見識を持つという条件を満たす者が相応しいと考え、具体的な候補者の選定に向けた人選を行いました。しかし、当事業年度においては、適切な候補者が見つからず、当社の求める条件に合致しない社外取締役を無理に選任することは、かえって事業の円滑な遂行を阻害するおそれが高いと判断いたしました。また、当社は、現在、監査役3名のうち2名が社外監査役であり、そのうち1名は東証の定める独立役員として届け出ており、独立した第三者による視点でのガバナンスは十分に効いているものと考えております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 三優監査法人
監査法人A&Aパートナーズ

(注) 平成26年6月26日開催の第58回定時株主総会において、任期満了により退任した監査法人A&Aパートナーズから、新たに三優監査法人が選任されております。

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	8,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	8,500

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づいて、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。
なお、上記には事業年度における方針を記載しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,175,076	流 動 負 債	919,029
現金及び預金	380,371	支払手形及び買掛金	136,782
受取手形及び売掛金	554,312	短期借入金	578,201
製 品	79,960	1年内返済予定の長期借入金	43,732
仕 掛 品	51,615	未 払 金	121,156
原材料及び貯蔵品	86,688	リ ー ス 債 務	3,186
そ の 他	43,994	未 払 法 人 税 等	10,080
貸 倒 引 当 金	△21,866	賞 与 引 当 金	8,614
固 定 資 産	921,839	製 品 保 証 引 当 金	900
有形固定資産	783,213	そ の 他	16,374
建物及び構築物	104,855	固 定 負 債	271,147
土 地	635,450	長期借入金	82,860
そ の 他	42,907	リ ー ス 債 務	7,188
無形固定資産	55,239	繰延税金負債	2,934
の れ ん	44,457	再評価に係る繰延税金負債	99,425
リ ー ス 資 産	1,791	退職給付に係る負債	74,673
そ の 他	8,989	そ の 他	4,066
投資その他の資産	83,387	負 債 合 計	1,190,177
投資有価証券	47,535	(純資産の部)	
破産更生債権等	44,544	株 主 資 本	946,609
そ の 他	40,835	資 本 金	1,471,814
貸 倒 引 当 金	△49,527	資 本 剰 余 金	343,306
資 産 合 計	2,096,916	利 益 剰 余 金	△867,477
		自 己 株 式	△1,033
		その他の包括利益累計額	△72,809
		その他有価証券評価差額金	6,168
		土地再評価差額金	△78,977
		新 株 予 約 権	32,938
		純 資 産 合 計	906,739
		負債純資産合計	2,096,916

連結損益計算書

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,278,561
売 上 原 価		1,562,299
売 上 総 利 益		716,262
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		787,762
営 業 損 失		71,500
営 業 外 収 益		
受 取 賃 貸 料	11,522	
そ の 他	1,966	13,489
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,328	
貸 倒 引 当 金 繰 入	5,005	
そ の 他	6,633	32,966
経 常 損 失		90,977
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	10,513	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額	15,510	26,023
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	27,711	
減 損 損 失	11,930	
そ の 他	420	40,062
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		105,016
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		5,369
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失		110,385
当 期 純 損 失		110,385

連結株主資本等変動計算書

〔平成26年4月1日から〕
〔平成27年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,440,776	196,345	△757,092	△914	879,114
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行		115,922			115,922
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	31,038	31,038			62,077
当期純損失 (△)			△110,385		△110,385
自己株式の取得				△119	△119
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					－
当連結会計年度変動額合計	31,038	146,961	△110,385	△119	67,495
当連結会計年度末残高	1,471,814	343,306	△867,477	△1,033	946,609

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	7,395	△89,339	△81,944	2,113	799,283
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行					115,922
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)					62,077
当期純損失 (△)					△110,385
自己株式の取得					△119
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△1,226	10,361	9,135	30,825	39,960
当連結会計年度変動額合計	△1,226	10,361	9,135	30,825	107,455
当連結会計年度末残高	6,168	△78,977	△72,809	32,938	906,739

貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	920,953	流 動 負 債	823,231
現 金 及 び 預 金	233,758	支 払 手 形	55,137
受 取 手 形	16,418	買 掛 金	72,389
電 子 記 録 債 権	5,281	短 期 借 入 金	578,201
売 掛 金	411,978	リ ー ス 債 務	2,658
製 品	80,048	未 払 金	93,077
原 材 料	86,026	未 払 費 用	4,135
仕 掛 品	51,326	未 払 法 人 税 等	8,097
貯 蔵 品	662	前 受 金	2,568
前 渡 金	8,299	預 り 金	6,065
前 払 費 用	3,935	製 品 保 証 引 当 金	900
そ の 他	23,218	固 定 負 債	149,532
固 定 資 産	989,276	リ ー ス 債 務	7,012
有 形 固 定 資 産	772,245	繰 延 税 金 負 債	2,934
建 物	97,016	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	99,425
構 築 物	79	退 職 給 付 引 当 金	36,192
機 械 及 び 装 置	0	そ の 他	3,968
車 両 運 搬 具	6,752		
工 具 器 具 及 び 備 品	24,024	負 債 合 計	972,764
土 地	635,450	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	6,997	株 主 資 本	977,336
建 設 仮 勘 定	1,924	資 本 金	1,471,814
無 形 固 定 資 産	7,481	資 本 剰 余 金	343,306
電 話 加 入 権	2,831	資 本 準 備 金	343,306
ソ フ ト ウ ェ ア	2,858	利 益 剰 余 金	△836,751
リ ー ス 資 産	1,791	そ の 他 利 益 剰 余 金	△836,751
投資その他の資産	209,549	繰 越 利 益 剰 余 金	△836,751
投 資 有 価 証 券	47,535	自 己 株 式	△1,033
関 係 会 社 株 式	152,586	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△72,809
出 資 金	820	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,168
破 産 更 生 債 権 等	44,544	土 地 再 評 価 差 額 金	△78,977
長 期 前 払 費 用	414	新 株 予 約 権	32,938
そ の 他	8,192	純 資 産 合 計	937,465
貸 倒 引 当 金	△44,544	負 債 純 資 産 合 計	1,910,229
資 産 合 計	1,910,229		

損 益 計 算 書

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,341,434
売 上 原 価		815,809
売 上 総 利 益		525,624
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		575,655
営 業 損 失		50,030
営 業 外 収 益		
受 取 賃 貸 料	11,522	
そ の 他	1,583	13,105
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19,030	
支 払 補 償 費	3,000	
そ の 他	2,245	24,276
経 常 損 失		61,201
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	10,513	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額	15,510	26,023
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	27,711	
減 損 損 失	11,930	39,642
税 引 前 当 期 純 損 失		74,819
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		4,839
当 期 純 損 失		79,658

株主資本等変動計算書

〔平成26年4月1日から〕
〔平成27年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
				繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,440,776	196,345	196,345	△757,092	△757,092	△914	879,114
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行		115,922	115,922				115,922
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	31,038	31,038	31,038				62,077
当 期 純 損 失(△)				△79,658	△79,658		△79,658
自 己 株 式 の 取 得						△119	△119
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							—
当 期 変 動 額 合 計	31,038	146,961	146,961	△79,658	△79,658	△119	98,221
当 期 末 残 高	1,471,814	343,306	343,306	△836,751	△836,751	△1,033	977,336

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	7,395	△89,339	△81,944	2,113	799,283
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					115,922
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)					62,077
当 期 純 損 失(△)					△79,658
自 己 株 式 の 取 得					△119
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△1,226	10,361	9,135	30,825	39,960
当 期 変 動 額 合 計	△1,226	10,361	9,135	30,825	138,181
当 期 末 残 高	6,168	△78,977	△72,809	32,938	937,465

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月21日

ミナトエレクトロニクス株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代 表 社 員 公認会計士 岩 田 亘 人 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 瀬 尾 佳 之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミナトエレクトロニクス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミナトエレクトロニクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月21日

ミナトエレクトロニクス株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代 表 社 員 公認会計士 岩 田 亘 人 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 瀬 尾 佳 之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミナトエレクトロニクス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構成及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結都注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月25日

ミナトエレクトロニクス株式会社 監査役会

常勤監査役 小 川 敏 男 ⑩

社外監査役 美 澤 臣 一 ⑩

社外監査役 中 根 敏 勝 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 資本金の額の減少の件

会社法第447条第1項の規定に基づき、以下のとおり資本金を取り崩してその他資本剰余金を増額させると同時に、次の第2号議案により繰越欠損を解消し、早期に財務体質の健全化を図るとともに機動的かつ効率的な資本政策に備えるものです。

なお、資本金の額の減少によって、発行済株式総数は減少いたしませんので、株主の皆様のお所有株式数に影響を与えるものではありません。また、当社の純資産にも変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものでもございません。

1. 減少する資本金の額

平成27年3月31日現在の資本金の額1,471,814,734円を1,271,814,734円減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を200,000,000円といたします。

2. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

平成27年8月1日（予定）

第2号議案 剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、第1号議案による資本金の額の減少によって増加するその他資本剰余金の額を減少させて、その他利益剰余金を増加し損失の処理に充当するものです。減少する剰余金の項目および金額、増加する剰余金の項目及び金額は次のとおりです。なお、本議案は第1号議案を原案どおり承認可決いただくことを条件といたします。

1. 減少する剰余金の額

その他資本剰余金 836,751,203円

2. 増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 836,751,203円

3. その他資本剰余金の額の減少が効力を生ずる日

平成27年8月1日（予定）

なお、以上の処理の結果、その他資本剰余金は435,063,531円に、その他利益剰余金（繰越利益剰余金）は0円となります。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の趣旨および目的

当社の事業がデバイスプログラマ事業やタッチパネルサイネージソリューション事業に加え、システム開発関連事業、環境関連事業などに拡大しており、当社のブランド力強化とともにより一層社会に貢献していくという企業姿勢を示すため、「ミナトエレクトロニクス株式会社」から新商号「ミナトホールディングス株式会社」に変更すべく、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、平成27年7月1日といたします。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 定 款 案
（商 号） 第1条 当社は、ミナトエレクトロニクス株式会社と称し、英文では、MINATO <u>ELECTRONICS</u> INC. と表示する。	（商 号） 第1条 当社は、ミナト <u>ホールディングス</u> 株式会社と称し、英文では、MINATO <u>HOLDINGS</u> INC. と表示する。

第4号議案 取締役6名選任の件

取締役全員3名は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼務の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	わか やま たけ ひこ 若 山 健 彦 (昭和42年3月25日)	平成元年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入行 平成6年6月 米国スタンフォード大学経営学 大学院修士課程修了（MBA） 平成12年6月 日本電子決済企画株式会社（現 楽天銀行株式会社）代表取締役 副社長 平成16年6月 アセット・インベスターズ株式 会社（現マーチャント・バン カーズ株式会社）代表取締役社 長 平成21年2月 同社代表取締役会長 平成21年9月 株式会社フリーダム・キャピタル代表取締役（現任） 平成24年6月 当社代表取締役社長（現任） 平成26年4月 株式会社イーアイティー代表取 締役会長（現任）	370千株
※ 2	おか だ たか ゆき 岡 田 高 行 (昭和26年1月25日)	昭和50年4月 日本電気株式会社入社 平成19年4月 同社執行役員ソフトウェア事業 統括 平成21年4月 NEC Corporation of America （北米子会社）President & CEO 兼日本電気株式会社常務 執行役員 平成25年1月 日本電気株式会社顧問 平成26年5月 当社顧問 平成26年10月 執行役員事業推進担当（現任） 平成27年3月 株式会社イーアイティー取締役 副会長（現任）	—
3	しま だ ゆう じ 島 田 雄 司 (昭和33年6月29日)	平成4年2月 当社入社 平成21年4月 デバイスプログラマ事業部長 平成24年10月 デバイスプログラマ事業部兼 タッチパネル事業部長 平成25年6月 取締役事業部長 平成26年4月 取締役デバイスプログラマ事業 部長（現任）	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼務の状況)	所有する当社 株 式 の 数
4	こ ばやし まこと 小 林 実 (昭和29年5月24日)	昭和52年4月 当社入社 平成18年4月 デバイスプログラマ事業部長 平成21年4月 技師長兼品質管理部長 平成24年10月 デバイスプログラマ事業部技師 長および品質管理担当 平成25年6月 取締役技師長および品質管理担 当（現任）	18千株
※ 5	い とう のぶ お 伊 藤 信 雄 (昭和46年5月29日)	平成7年4月 日本銀行入行 平成13年7月 イーバンク銀行株式会社（現楽 天銀行株式会社）経営企画部長 平成15年8月 Ultima Capital Management株 式会社 Vice president 平成20年11月 証券設計株式会社代表取締役 （現任） 平成25年12月 ユナイテッド・マネージャー ズ・ジャパン株式会社監査役 （現任） 平成26年4月 株式会社イーアイティー取締役 （現任）	—
※ 6	かど い ゆたか 門 井 豊 (昭和38年11月26日)	昭和61年4月 株式会社マミーマート入社 平成14年12月 フィールズ株式会社入社 平成20年9月 株式会社メディックグループ 執行役員管理本部長 平成20年10月 株式会社Asia Private Equity Capital 取締役 平成25年6月 当社管理部副部長 平成25年10月 管理部長兼社長室長 平成26年4月 株式会社イーアイティー監査役 平成26年7月 当社執行役員管理部長（現任）	—

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 岡田高行氏と当社は、執行役員委任契約を締結しておりますが、本議案において同氏の選任が承認された場合には、同契約を解約することで合意しております。
3. 伊藤信雄氏が代表取締役を務める証券設計株式会社と当社は、経営戦略、IR対策などにかかる業務委託契約を締結しておりますが、本議案において同氏の選任が承認された場合には、同契約を解約することで合意しております。
4. 社外取締役を置くことが相当でない理由
当社は、社外取締役候補者として、独立性があり、かつ変革に取り組んでいる当社の事業領域、事業内容及び方向について見識を持つという条件を満たす者が相応しいと考えており、具体的な候補者の選定に向けた人選を行っていました。しかし、適切な候補者が見つからず、当社の求める条件に合致しない社外取締役を無理に選任することは、かえって事業の円滑な遂行を阻害するおそれが高いと判断いたしました。また、当社は、現在、監査役3名のうち2名が社外監査役であり、そのうち1名は東証の定める独立役員として届け出ており、独立した第三者による視点でのガバナンスは十分に効いているものと考えております。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条ならびに第239条の規定に基づき、下記の要領により当社および当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役および従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役および監査役に割り当てる新株予約権は、取締役および監査役に対する金銭でない報酬等に該当し、またその額が確定していないため、昭和63年6月29日開催の第32回定時株主総会においてご承認いただいている確定金額報酬等とは別に、その具体的な内容および算定方法についても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役は6名、現任監査役は3名となります。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社および当社子会社の取締役および従業員に対しては、当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値を高めることを目的として、当社および当社子会社の監査役に対しては、適正な監査に対する意識を高めることを目的として、無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容および数の上限等

(1) 新株予約権の数の上限

1,800個を上限とする。

(2) 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社普通株式1,000株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新

株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に前記(2)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権発行の決議日から4年を経過した日より2年間とする。ただし、

新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(8) 新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権の割当日から権利行使期間の開始日の前日までの間のいずれかの日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が、割当日の終値に50%を乗じた価格（1円未満切り捨て）を下回った場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

③ 新株予約権者が権利行使をする前に、前記(7)に規定する条件により権利行使できなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得する。

(9) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交

換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(2)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(3)で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記(4)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記(7)に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記(5)に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記(8)に準じて決定する。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、

これを切り捨てるものとする。

(11) その他の細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、委任に基づき募集事項を決定する取締役会において定める。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

4. 取締役および監査役の報酬等の具体的な算定方法

本新株予約権は、全体の上限を1,800個といたしますが、このうち、当社取締役および監査役に割り当てる新株予約権の個数は、インセンティブとしての効果を鑑み、取締役および監査役の報酬等としてそれぞれ410個、70個を本総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数の上限といたします。

当社取締役および監査役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役および監査役に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額といたします。新株予約権1個当たりの公正価額は、割当日の株価および行使価額等を用いてモンテカルロ・シミュレーションにより算定いたします。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 横浜市都筑区南山田町4105番地
ミナトエレクトロニクス株式会社 本社会議室
電話 045 (591) 5611 (代表)

交通 横浜市営地下鉄グリーンライン「東山田」駅徒歩約5分
駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください
ますようお願い申し上げます。

